

「特別支援学校就職サポート隊あおもり」登録制度実施要項

青森県教育委員会

(目的)

第1条 特別支援学校と企業が一体となって、県内全域において高等部の職業教育の充実を図ることにより、障害のある生徒の働く力を育成するとともに、就職促進のための体制整備を進め、生徒の社会的・職業的自立に向けた取組の強化及びその理解啓発に資することを目的として、企業の登録制度について定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 企業とは、県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う者をいう（国及び地方公共団体を除く。）。
- (2) 職場見学とは、生徒及び教職員を対象として、職場の見学及び業務内容の説明を行うことをいう。
- (3) 就業体験とは、進路指導の一環として、生徒が事業所等において1～3日程度行う職場体験のことをいう。
- (4) 産業現場等における実習（現場実習）とは、職場実習ともいい、事業所において、1～2週間程度行う実習のことをいう。
- (5) 作業学習とは、学校において実施している木工、窯業、ビルクリーニング、食品加工等の職業教育のことをいう。なお、企業の専門的かつ実際的な環境において、月または週に数回の体験を数か月間にわたって行うものを含む。
- (6) 技能検定とは、生徒を対象とした「清掃」「接客サービス」「PC入力」などの職業技能に関する検定のことをいう。

(サポート内容)

第3条 この要項に定める登録制度は「特別支援学校就職サポート隊あおもり」とし、サポート内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 職場見学への協力
- (2) 就業体験への協力
- (3) 産業現場等における実習（現場実習）への協力
- (4) 作業学習等、学校の授業における指導・助言
- (5) 作業学習等、学校の授業における物品等の貸出
- (6) 技能検定への協力（審査員、物品の貸出、技術指導等）
- (7) 就職促進（雇用）
- (8) その他、就職促進に関すること

(登録申請)

第4条 本制度の趣旨に賛同して前条のサポートを行おうとする企業は、「特別支援学校就職サポート隊あおもり」登録申請書（様式第1号）を、サポートを行う特別支援学校または県教育庁学校教育課に提出する。

(登録)

第5条 「特別支援学校就職サポート隊あおもり」登録申請書(様式第1号)を受理した特別支援学校長は、サポート内容を確認のうえ、青森県教育委員会教育長(以下、「教育長」という。)に提出する。

2 教育長は、サポート内容が第3条の各号に該当すると認められた場合、「特別支援学校就職サポート隊あおもり」サポーター企業(以下、「サポーター企業」という。)として登録する。

3 教育長は、前項の規定により登録した場合は、「特別支援学校就職サポート隊あおもり」サポーター企業登録証(様式第2号)を交付するとともに、登録した企業名やその取組等について広く周知する。

(表彰)

第6条 教育長は、サポーター企業のうち、第3条に示すサポート内容において貢献が顕著であった者を『「特別支援学校就職サポート隊あおもり」推進企業』として表彰し、表彰した企業名やその取組等について広く周知する。

2 表彰に関する事項については別に定める。

(変更の届出)

第7条 サポーター企業は、次の事項に変更があった場合は、「特別支援学校就職サポート隊あおもり」サポーター企業登録事項変更届出書(様式第3号)により、速やかに教育長に届けなければならない。

- (1) 企業の名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者氏名

(登録の辞退)

第8条 サポーター企業が登録継続の意志を失ったときは、交付した「特別支援学校就職サポート隊あおもり」サポーター企業登録証を、速やかに教育長に返還しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 教育長は、サポーター企業が第3条の各号をサポートしないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他、サポーター企業として適当でなくなったと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成27年11月1日から施行する。